

## 特定医療費次回更新手続きのご案内

【裏面もあります】

受付期間: 令和7年6月2日(月)～9月30日(火)【土日祝を除く】

(受付時間 9時～12時、13時～17時)

※みよし駐在の受付時間 10時～11時30分、13時～16時30分 (要電話予約)

★受給者証の交付には**2～3か月程度かかるため、7月末までの申請をおすすめします。**

(※なお審査状況によっては、4か月以上かかる場合もあります。)

★保険証に変更があった場合、更新申請の前に変更手続きが必要です。速やかに届出してください。

★臨床調査個人票の重症度によっては、認定されない場合があります。なお、この申請の提出は任意です。

区分	申請に必要な書類の種類	備考
全員提出が必要な書類	<input type="checkbox"/> ①受給者証 は必ずご持参ください	
	<input type="checkbox"/> ②特定医療費支給認定申請書	申請書第3面に個人番号(マイナンバー)を御記載ください。対象者等の詳細は別紙をご確認ください。(申請書第1面・2面については申請受付時に配布します。)
	<input type="checkbox"/> ③臨床調査個人票(診断書(更新))	※臨床調査個人票用紙はお配りしていません。 <b>臨床調査個人票作成依頼票(水色の用紙)を記入し、医療機関(指定医)に臨床調査個人票の作成を依頼してください。</b> ・臨床調査個人票の記載日から3カ月以内に申請してください。
	<input type="checkbox"/> ※手続き方法について、右の備考欄を確認してください。	
	<input type="checkbox"/> ④続柄及び世帯全員が記載された住民票	市役所で発行(3か月以内のもの)
	<input type="checkbox"/> ⑤公的医療保険の加入状況が確認できる書類(原本とコピー)	必要対象者について、裏面【表1の⑤】をご確認ください
	<input type="checkbox"/> ⑥令和7年度の市県民税課税証明書	加入している健康保険により必要対象者が異なります。 裏面【表1の⑥】をご確認ください
	<input type="checkbox"/> ⑦同意書	申請受付時に配布します。
該当する方のみ必要な書類	<input type="checkbox"/> ⑧自己負担上限額管理票(黄色の小冊子)又は領収書等(原本)	★<軽症高額特例> 申請月を含む <b>12カ月以内</b> に指定難病に係る医療費総額(10割分)が <b>33,330円</b> を超える月が <b>3カ月</b> 以上ある場合、重症度が基準以下であっても、認定される場合があります。  ☆<高額かつ長期特例> 申請月を含む <b>12カ月以内</b> に指定難病に係る医療費総額(10割分)が <b>50,000円</b> を超える月が <b>6カ月</b> 以上ある場合に自己負担上限額が軽減される場合があります。 ※裏面【表2】自己負担限度額「高額かつ長期」が適用されます。(支給認定を受けていない期間の医療費は対象外)
	⑨市民税非課税世帯のうち以下の給付を受けている方	
	<input type="checkbox"/> 収入を確認する書類(右に記載の収入に該当がある場合)決定通知書等または備考欄にある給付が振り込まれている通帳等	・障害年金、遺族年金、寡婦年金・労働障害補償給付 ・特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当 ・国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の規定による経過福祉手当
	⑩同一世帯内(※)に他に特定医療費受給者又は小児慢性特定疾病医療費の受給者がいる場合	
	<input type="checkbox"/> その方の「特定医療費受給者証」又は「小児慢性特定疾病医療受給者証」のコピー	※「同一世帯内」とは、申請される患者本人と <b>同一の健康保険に加入している方</b> をいいます
	⑪人工呼吸器等の生命維持装置を装着されている方	
	<input type="checkbox"/> 臨床調査個人票(更新)の「人工呼吸器」欄に記載が必要です	
	⑫生活保護受給中の方	
	<input type="checkbox"/> 生活保護受給証明書	市役所で発行(生活保護の場合、⑥市県民税課税証明書は提出不要)
	⑬個人番号を利用した情報連携にかかる同意書	
<input type="checkbox"/> 情報連携を希望される方のみ提出	マイナ保険証をお持ちの方で上記⑤をお持ちでない方は、個人番号を利用した情報連携により、上記⑤を省略できます。	

**【表1】 書類提出の必要対象者について**

提出書類	国民健康保険 (国民健康保険組合を含む)	後期高齢者 医療制度	被用者保険 (協会けんぽ、健康保険組合、共済組合、船員保険等)	
			患者が被保険者 本人の場合	患者が被扶養者 の場合
⑤公的医療保険の加入状況が確認できる書類 ※1	住民票上の世帯で 同じ国保に加入している方 全員	住民票上の世帯で 同じ後期高齢に加入している方 全員	患者本人	被保険者及び患者本人 (患者本人の保険証で被保険者名が確認できる場合は、患者本人分のみで可)
⑥市民税(非)課税証明書※2	住民票上の世帯で 同じ国保に加入している方 全員	住民票上の世帯で 同じ後期高齢に加入している方 全員	患者本人	被保険者 ※被保険者が非課税の場合は患者本人の 市民税(非)課税証明書も必要です

**※1 公的医療保険の加入状況が確認できる書類**

次のいずれかの書類を提出してください。

- ①申請時点で有効な健康保険証
  - ②医療保険の保険者から送付された「資格情報のお知らせ」もしくは「資格確認書」
  - ③マイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」(資格情報のPDFファイルも有効)
- \*マイナ保険証(健康保険証の利用登録が行われたマイナンバーカード)をお持ちの方で、上記①～③をお持ちでない方につきましては、個人番号を利用した情報連携により、「公的医療保険の加入状況が確認できる書類」の提出を省略することができます。

※2.市民税の課税額で階層区分の認定をおこなうため、納税証明書・源泉徴収票・確定申告書では申請できませんのでご注意ください。

**【表2】 自己負担限度額**

(単位:円)

階層区分	階層区分の基準		患者負担割合：2割		
			自己負担上限額 (外来+入院+薬剤代) (複数医療機関合算)		
			一般	高額かつ長期	人工呼吸器等装着者
生活保護	-		0	0	0
低所得Ⅰ	市民税 非課税 (世帯)	本人年収 ～80万円	2,500	2,500	1,000
低所得Ⅱ		本人年収 80万1円～	5,000	5,000	
一般所得Ⅰ	市民税(所得割) 課税以上7万1千円未満		10,000	5,000	
一般所得Ⅱ	市民税(所得割) 7万1千円以上25万1千円未満		20,000	10,000	
上位所得	市民税(所得割) 25万1千円以上		30,000	20,000	
入院時の食費			全額自己負担		

<申請に関するお問合せ先>

衣浦東部保健所 総務企画課	電話 0566-21-4778
衣浦東部保健所 安城保健分室	電話 0566-75-7441
衣浦東部保健所 みよし駐在	電話 0561-34-4811(要電話予約)

○難病に係る見舞金の支給制度始め市の福祉制度に関することは、各市のWebページや広報等でご確認いただくとともに、お住いの市役所へ直接お問い合わせください。